

1. 開会	
松本会長	<p>定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただ今から「令和3年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を始めます。</p> <p>始めに委員の出欠状況について事務局からご報告をお願いします。</p>
松田補佐	<p>ご報告します。現在、委員総数15名のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
2. 長崎労働	
局長挨拶	
松本会長	<p>それでは、開会に当たり、瀧ヶ平労働局長よりご挨拶をいただきます。局長、よろしくをお願いします。</p>
瀧ヶ平局長	<p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、第2回長崎地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、7月16日に中央最低賃金審議会から令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申がなされました。</p> <p>各都道府県の引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円となったところでございます。</p> <p>本日は、中央最低賃金審議会の目安伝達とあわせまして特定最低賃金改定の必要性の有無についての諮問を行うこととしております。</p> <p>また、専門部会の各委員の皆様には、引き続き審議となっておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>後ほど、賃金室長から説明をさせますが、7月7日の中央最低賃金審議会の目安小委員会において説明しているのですが、今年7月1日の第2回目安小委員会の審議会資料として提出されております、令和3年賃金改定状況調査結果、いわゆる第4表ですが、賃金上昇率に集計誤りが判明し、昨年（令和2年）の第4表についても、同様の誤りがあった旨の説明がっております。</p> <p>この結果、産業計のDランクの今年6月の賃金上昇率は、前年同月比0.4%から0.3%へ訂正され、昨年度の賃金上昇率についても、0.9%から0.8%に訂正されております。</p> <p>最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あってはならないこととさせていただきます。深くお詫び申し上げます。</p> <p>最低賃金は、労働者セーフティネットの一つでありますことから、委員の皆様方には、大変なご苦勞をおかけしますが、慎重かつ円滑なご審</p>

3. 審議会会長挨拶 松本会長	<p>議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。 本日はよろしく願いいたします。</p> <p>改めまして、皆様には、本日は暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただきましたこと、深くお礼申し上げます、ありがとうございます。</p> <p>本日は、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく参考人意見聴取につきまして、「長崎県労働組合総連合」から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされ、また、長崎商工会議所からも意見陳述の要望がなされましたので、第1回本審で検討しましたとおり、その必要があるものとして、意見聴取の場を設けることといたしました。</p> <p>また、審議会の公開につきましては、「最低賃金の改正に係わる金額審議や、参考人聴取に係わる会議等につきましては、個人情報保護、また、公開することにより率直な意見の交換、若しくは、意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、会長判断により非公開とする場合がある。」としておりますが、今回の参考人聴取につきましては、いずれの参考人の方からも、「公開して構わない」との意見をいただいております。</p> <p>従いまして、参考人意見聴取につきましては、会長判断として、公開といたします。</p> <p>また、7月16日に中央最低賃金審議会の目安答申が示されましたので、その内容の伝達をいたします。</p> <p>さらに、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。</p> <p>本審議会の終了後は、引き続きまして、第1回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日より、本格的な審議がスタートしますが、慎重かつ円滑な審議運営が出来ますよう、また、全会一致の結論が得られますように、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
--------------------	---

4. 議題 (1) 賃金改定状況調査結果の集計誤りについて 松本会長	<p>本日はたくさんの議題があるところですが、冒頭、局長より「賃金改定状況調査結果に集計誤りがあった」とのお話がありました。この詳細について、まず事務局よりご報告をお願いします。</p>
平野室長	<p>賃金室の平野でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>本省事務局より令和3年7月1日開催の第2回目安に関する小委員会に提出されました「賃金改定状況調査結果（第4表等）」について、集計誤りがあったとして、令和2年と令和3年の第4表の賃金上昇率の訂正されております。</p> <p>資料番号3、9ページをご覧ください。これは本省のHPで公開されている資料です。</p> <p>令和3年調査結果においては第4表①産業計、Dランクの賃金上昇率が0.4%から0.3%に、令和2年調査結果においても、同じくDランクの賃金上昇率が0.9%から0.8%に訂正されております。</p> <p>誤りの原因については、同じく資料番号3の19ページをご覧ください。</p> <p>令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じたものと説明されています。</p> <p>来年度以降は作業手順及び作業体制を見直し、集計結果の確認に当たっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行う、とする再発防止策が講じられています。</p> <p>本省事務局では7月7日に開催されました第3回目安小委員会において、この経緯と再発防止策について説明しています。その際、労使の各委員から、昨年の中賃の審議のみならず、地方の審議への影響をどう考えるか、との質問もなされておりますが、審議の中では、賃金改定状況調査は、中賃における目安を定める際に、参考資料の1つとして使用するものであるが、特定の指標によって自動的に決定されるものではなく、様々なデータや要素を総合的に勘案して公労使で審議し決定されたもの</p>

松本会長	<p>であることから、昨年の目安審議や実際の引上げ額については、その結果に影響を及ぼすものではないと確認されています。</p> <p>さらに労働者代表委員より、この第3回目安小委員会での議論を、労働局事務局を通じて、地方審議会へ周知徹底するよう依頼がなされております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>賃金改定状況調査結果の集計誤りについて、事務局より説明がありましたが、この点につきまして、何かご質問等ございましたら。</p> <p>事実関係の質問ございませんでしょうか。</p> <p>中賃の目安小委員会では、地賃の引上げ額については、その結果に影響を及ぼすものではない旨が確認されたということですが、委員の皆様方この点について、色んなご意見があろうかと思えます。労使双方にそれぞれお聞きしたいと思えます。</p> <p>労側どうでしょうか。種村委員の方から。</p>
種村委員	<p>前回誤った資料が提出されたということは、非常に残念であります、再発防止に努めていただきたいということと、その上で、昨年の集計数値に誤りがあった点については、この4表のみをもって議論されてきたとは考えておりませんので、影響はなかったものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>はい、では使用者側の岩根委員、いかがでしょうか。</p>
岩根委員	<p>たまたま昨年度においては、元々、コロナの影響等で結果として、目安も出さないようなレベルでした。</p> <p>資料の集計誤りについては、Dランクでいえば、0.9%。金額では6円とか7円。その0.1%なので、1円程度の誤差の範囲で済んでいる。しかし、1%違っていたらどうなっていたんですか。恐らく数字が出たときに、ある程度気が付くと思うんですよね、長年やっていれば。</p> <p>例えばDランクのところ、賃上げが2%なんて去年出たらですね、普通の人、おかしいんじゃないかと思う。それで気づくと思いますけど。しかしながら、ベースは数字間違いが、たまたま小さな数字で収まるから良かっただけで、致命的なミスであることについては変わらない。</p> <p>0.1%でも1円変わるわけですから、毎回その1円を、一生懸命議論しているわけですから。</p> <p>その影響を小さくてよかったじゃないけど無視できる発言、整理は絶対はないと思っていますので、所掌元の厚労省としては、圧倒的な反省</p>

をしてもらって、正しい数字、正しいステップをちゃんとやっていただきたい。我々地方の委員は金額を最終決定する。労働局が決めるわけではありません。我々15名が決めて、罰則規定がある法律に基づいて処罰される会社経営の人間を生み出すということにつながりますので、その点は軽く考えないでいただきたい。

それから、もう1点、起きたミスが第4表で起きています。

第4表というのは、我々の議論の生命線。

数年前に労側から第4表は重要な資料ではないという発言が出たときに、私の方から労側委員に対して相当な指摘を行って、「第4表は最も重要な指標である」という発言に修正をさせている。

第4表、賃上げの実績、これに基づいて最賃の賃上げを議論するというサイクルは、最賃法ができてから少なくとも、ずっとそのサイクルでやってきたはずです。

それをその他の指標などと同一視するような発言はやめてください。明らかな認識間違いです。以上。

松本会長

労使双方から、ご意見出ました。

更に付け加えて、ほかの委員の方、ご意見がありましたら、どうぞ。

各委員

<意見なし>

松本会長

ございませんか。ありがとうございます。

それでは私の認識について多少付け加えておきたいと思います。

今、岩根委員がおっしゃったように、第4表が極めて重要なデータということ、これは紛れもない事実であります。

全面的にそれに依存するのではなく、ほかのデータも使うんだと。

具体的には消費者物価指数や有効求人倍率、公共工事の進捗状況とか、さらに昨今は、コロナ禍における長崎県の経済情勢等、様々なものも考慮しているという事実があります。

だからといって、第4表がそれと同等とは決して言えない、その点は岩根委員のおっしゃるとおりだと思います。

それらを総合的に審議した結果、昨年はそのような結論に至ったわけです。

もちろん、集計に間違いがあったということは、極めて問題であって、これは我々の議論の前提が崩れたわけですので、この点については、もう二度とないようにしていただきたいとは思いますが。

ただ間違いがあったから、今からやり直せ、金額審議については、やり直さなくてはいけないということにはならないかと思えます。

	<p>本審議会におきましては、昨年の審議には、やり直すような影響はなかったということを確認し、本議題については以上で終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
(2) 参考人の意見聴取について 松本会長	<p>それでは次の議題に入ります。 最初の議題は、「参考人意見聴取について」でございます。 意見聴取の方法等について、事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>「参考人意見聴取」につきまして、説明をさせていただきます。 資料としまして、「参考人意見聴取一覧表」をお配りしておりますので、ご覧ください。 本日は、長崎県労働組合総連合の傘下にある長崎県医療労働組合連合会、一般組合員の平井良一様、及び長崎商工会議所専務理事、松永安市様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見などいただく予定にしております。 意見聴取にかかる所要時間は、各20分程度を予定しております。 最初の10分程度で意見を述べていただき、その後、10分程度、委員の皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、ご協力をお願いいたします。 それでは、まず県労連からの参考人をご案内してください。</p> <p><参考人着席></p>
松本会長	<p>それでは、意見聴取を始めたいと思います。 よろしく願いいたします。</p>
平井参考人	<p>本日は意見陳述ということで、お時間を作っていただきありがとうございます。 私は最低賃金付近で働いておりますが、若干余裕があるほうだと思っておりますので、聞いていただけたら幸いです。</p>

それでは、始めたいと思います。

先に提出された長崎県労連の意見書の1の部分を補足する形で、最低賃金付近で働く当事者の立場として意見を述べさせていただきます。

私は現在52歳独身、医療福祉事業所で有期雇用契約の定めのある介護職員で平井良一と申します。

今まで、バブル経済の崩壊、リーマンショックの経済危機を経験し、今に至ります。

2回の経済ショック前までは、そこそこの給料をいただいていたと思いますし、生活が困窮するようなことはありませんでした。

私の現在の基本給は142,300円になったところです。

週39.5時間、時給換算しますと831円です。

フルタイム勤務で、長崎県の最低賃金793円から38円高い給与で現在生活しています。

成り行き上ではありますが、私は長崎県の最低賃金付近で働いており、長崎の最低賃金付近で働く労働者の実態はどういうものかを知っていただきたく、これをきっかけに私や私のような人たちの生活が、少しでも改善されればと思い、お話をさせていただきます。

時給831円での1か月の給与といえば、社会保険・年金を納めると、手取り11万円です。

11万円というと、長崎市の50代の生活保護費と同額です。

長崎市の生活保護受給者は、私と同年齢で単身者の場合、生活費は約7万円と聞いています。それに上限が設けられていますが、家賃の補助、現在36,000円ほどがあるため、合計すると11万弱で、私とほぼ同額になります。

生活保護の方も私と同じような生活をされているのではないかと思います。

しかし、私の場合は医療費の自己負担があり、現在も歯医者に通っていますが、歯科医と金額の面で相談しながらの治療となります。

医者からこういう治療をしますが、これくらい掛かりますと言われても、治療費を捻出出来ない為、本来なら、週に1度の通院で1か月もかからないところを何か月もかけて治療しなければなりません。

長崎市は、ご存じかと思いますが、所得の割に家賃が高いです。

この物価高で手取り11万円の給与で、家賃も払い、生活しなければならないのです。非常に苦しい思いをしています。

食事も昼食は毎回300円で抑え、休みの日の食事は朝昼兼用で、2回で我慢している状況です。

以前は友人たちとの飲み会、食事なども付き合いができていましたが、コロナ禍の影響前から、今も全く交流ができていません。

冠婚葬祭の機会も当然ありますが、理由を見つけては断ったりしています。

数年前まで自家用車も所有していましたが、維持費がかかるため、現在は手放し、自転車を使用しております。

私の知人のことでありますが、同じく低賃金で働いており、電車賃を節約するため、徒歩で通勤している、服もほとんど買えなくなったといっています。

もちろん、高価なブランド品などではありません。

節約の為、文化的な生活から段々遠ざかっているような気がします。

いざ、車や何かを購入しようと、ローンを組もうとしても収入が少ないためか以前は通っていたローンが通らなくなりました。

審査で、はねられているのかも知れません。

生活に余裕がない為、加入していた生命保険も解約しました。

今後も加入できるか不安です。

将来の年金額も不安であるため、貯蓄も考えなければいけません、それも難しいです。

本業の収入だけでは、生活が苦しかったため、一昨年前までは、Wワークで夜間にアルバイトをしていました。

このコロナ禍で求人も少なくなり、現在もアルバイトを探している状況です。

Wワークをしないと普通に暮らせない、今のこのような状況が果たして健康で文化的な生活だと言えるでしょうか。

全国各地の県労連が行った最低生計費試算調査では、25歳単身者が健康で文化的な生活を営むためには、全国どこでもほぼ、時給1,500円が必要という結果が出たと聞いています。

しかし現在の最低賃金は東京と長崎では220円の差があります。

私は介護職員ですが、介護従事者の賃金は全産業平均より7万円以上低いといわれています。

介護報酬は全国一律にもかかわらず、賃金は地域間格差が大きく、地域別最低賃金の地域格差と関連していて、仕事に見合わない低賃金が離職を促し、介護士不足に拍車をかけています。

人手不足を解消するためにも、地域間格差を縮め、大幅な最低賃金の引上げが必要だと思います。

大企業と違って、中小企業は体力がなく、大幅な賃上げは難しいことだと思いますので、国の力で、中小企業へ支援してもらうような働きかけが必要だと思います。

私は生まれ育った長崎の発展を望んでいます。

今、低い賃金で働いている者を底上げして、若年層の県外流出を食い

	<p>止めなければ、長崎は更に没してくのではないかと、本当に心配しています。</p> <p>地方別最低賃金制度が都心への流出という問題を抱える中、まずはここ長崎で是非この審議会で、中央が出した目安額に留まらず、地域格差を是正するためにも最低賃金の大幅アップで人口流出の歯止め、全国に対し、地方でのトップバッターになることを強く要望します。</p> <p>最後になりますが、今年の中央の最低賃金審議会でも全国一律28円増の目安額が出されました。</p> <p>私は本日こうやって、長崎の最低賃金より38円高い時給で働く労働者の実態をお話しさせていただく機会をいただきましたが、声を上げたくても上げられない声があることも、是非ともご考慮いただきたいと思います。</p> <p>私の意見は以上になります。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほぼ予定していた10分を使いました。</p> <p>それでは、各委員から質問をいただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様方、陳述していただきました内容につきまして、何か質問等がございましたらお願いします。</p> <p>せっかくの機会ですのでいかがでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
種村委員	<p>種村です。よろしくお願いします。</p> <p>831円が時給換算ということですけど、職場の中で、これより低い方はいらっしゃるのでしょうか。</p>
平井参考人	<p>有期契約だと私が一番低いほうだと思います。</p>
種村委員	<p>それと、今年の春闘で賃上げがされたのかどうかお伺いします。</p>
平井参考人	<p>若干しました。</p>
種村委員	<p>賃上げされて831円ということですね。</p>
平井参考人	<p>そうです。</p>
種村委員	<p>わかりました。</p>

松本会長	ほかの委員の方がいかがでしょうか。ございませんか。 公益委員の方もございませんか。 せつかく時間がありますので、私から多少。 この時給換算で831円ですか、そのほかに例えば、賞与のようなものは全くございませんか。
平井参考人	賞与はあるので、まあ。
松本会長	およそ。もし言えるのであれば。
平井参考人	1か月分です。
松本会長	その他の各種の手当のような、通勤手当とか住居手当とかいうようなものは。
平井参考人	通勤手当もいただいています。
松本会長	そうですか。 831円というのは、賞与や手当等を含まない金額？
平井参考人	含まない金額。
松本会長	含まない金額ということですか。 そこを含めたらいくらになるか、今すぐは計算できないということになるんですね。 わかりました。
平井参考人	賞与を月の生活費の足りない分に充てている。
松本会長	なるほど、賞与とかで何とか。 831円では赤字になってしまう。 赤字を補填する形で賞与で、それでぎりぎりの生活、状況だとおっしゃっているんですね。 わかりました。ほかの方ございませんか、ご意見。
山中委員	介護士さんということですから、それに資格を持った介護福祉士さんとか、社会福祉士さんとかいう方が同じ施設にいらっしゃると思うのですが、私が知っている限り、そういう方たちも長崎県はすごく、福岡や

	<p>よそに比べて低いと聞いているのですが、その方たちがどのくらいもらってらっしゃるかご存知ですか。</p>
平井参考人	<p>詳しくは知らないです。</p>
山中委員	<p>ありがとうございます。</p>
三浦委員	<p>平井さんは有期契約ということなんですけど、入社されてどれくらいになられますか。</p>
平井参考人	<p>6年目くらいです。</p>
三浦委員	<p>6年目。人材確保のために賃上げをしたほうがいいということだったんですけど、やはりいい影響があると思いますか。</p>
平井参考人	<p>はい、思います。</p>
三浦委員	<p>やはり、金額、求人を見て会社を決めるというような感じでしょうか。</p>
平井参考人	<p>そもそも介護職は低いので、求人を見ても介護職、すごく多いですよ。なかなか今の金額じゃなり手もつながらないと思います。</p>
三浦委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
松本会長	<p>他の方がいかがでしょうか。お一人10分ほど予定していますから、まだ時間はありますが。 使用者側からどなたかご意見ございませんか。</p>
使側委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、意見も出ないということですので、平井様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきたいと思います。 平井様、どうもお忙しい中、本当にありがとうございました。</p>
平井参考人	<p>ありがとうございました。</p> <p><参考人退席></p>

松本会長	<p>次に長崎商工会議所からの参考人をご案内してください。</p> <p><参考人着席></p>
松本会長	<p>本日はありがとうございます。</p> <p>それでは、意見聴取を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。10分ほどでお願いいたします。</p>
松永参考人	<p>長崎商工会議所の専務理事を務めております、松永と申します。</p> <p>本日は貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>始めに商工会議所について、説明させていただきます。</p> <p>商工会議所は、地域を会員とした商工会議所法に基づいて組織されておりまして、商工業の総合的な経営改善発展と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動している公的性の高い経済団体として、位置づけられているということでございます。</p> <p>県内には8つの商工会議所と、全国には515の商工会議所がありまして、日本商工会議所を中心とする全国ネットワークによる連携事業を実施しているというところでございまして、各商工会議所におきましては、地域の特性に応じた活動を推進しております。</p> <p>特に現在のコロナ禍におきましては、全国の商工会議所がそれぞれ地域の事業の継続、雇用の維持などを最優先課題として、力を入れて取り組んでいるというところでございます。</p> <p>長崎商工会議所におきましても、昨年1月末に感染症拡大特別相談室を開設しまして、特別融資制度のあっせん、給付金等の申請支援、飲食店のテイクアウト、デリバリー、在庫処分のマッチング、さらには長崎市のプレミアム付き商品券事業の委託を受けて実施したり、そういったコロナ関連の事業に全力を注いでいるというところでございまして、現在、中小企業の皆さんを対象とした1万人規模の職員接種を、これは長崎大学のキャンパスで実施をしているというところでございます。</p> <p>併せて、会員企業の経営実態調査、業界団体の代表の皆さんとの意見交換などを通じて、コロナ禍における経営課題について現状把握に努めております。</p> <p>皆さんから寄せられたご意見については、随時、国、県市の皆さんに経営者からの生の声ということでお伝えしておりまして、適切な公的支援策の実現のお願いをしてくれているというところでございます。</p> <p>県内の中小企業、小規模事業者におかれましては、度重なる感染拡大により大幅な売上減少に直面しておりまして、厳しい経営を強いられているという現状でございます。</p>

6月末頃には感染症が一定収束するという期待感もございました。

ところが、4月中旬以降、様相が一転して、現在東京や首都圏、大阪など大都市におきまして、新規感染者が急拡大して、緊急事態も発令されるという事態になっているということでございます。

長崎県におきまして、先般ステージ1に下げられましたけれど、一気にステージ3に引き上げられてしましまして、終わりが見えない状況でございます。

こうした中で先般、中央最低賃金審議会におきまして、地域別最低賃金の目安が全国一律で引上げ額28円、引上げ率3.1%となることに対して大きな違和感がございまして、会員企業からも驚きと不安の声が多数寄せられているという状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、県内では感染症拡大の影響はまだまだ続いておりまして、今後も長期化するものと考えております。

観光関連で言えば、インバウンドがコロナ以前に回復するのは数年かかると言われていますし、事業喚起対策として大変期待しておりましたGO TOトラベル、GO TO商店街、こういったものも再開の目途も立っていない状況でございます。

日本商工会議所が本年2月に実施しました早期景気観測調査がございまして、本年6月の報告書によりますと、小売業、観光関連サービス業は業況がまだ改善の見通しがつかず、低調な動きが続いている。

それから食料品の値上げや原材料費の上昇コストが増加しており、小売業卸などを中心に、業況の引下げ要因となっております。

中小企業の景況感には鈍さが見られるとなっております。

さらに同調査の九州ブロックの状況についても、自動車関連が、半導体付属に伴う取引先の工場稼働停止の影響を受け、足元が売上で悪化、緊急事態宣言等による飲食店等を取引先とする飲食料品関連で引上げが減少として売上が悪化、原材料の高騰に伴う仕入単価の上昇により採算も悪化という、非常に厳しい状況報告となっております。

また長崎商工会議所が実施しております、景況・経営動向調査におきましては、令和3年1月から3月の第4四半期の業況実績、これにつきましては全産業ベースでマイナス46.8ポイント、製造業の景況感がマイナス70ポイントと大きな状況で悪化しております。

今後の県内経済の景気回復が遅れるのではないかと、懸念しておるところでございます。

今、4月から6月の第1四半期の調査を実施しております、調査票を見ますと、昨年度から依然として改善していない。

売上が戻らず、じわりじわりと首を絞められているようだ、それから資金繰りについては困っている、さらに雇用調整助成金を継続延長して

ほしいなどの回答が寄せられ、まだまだ厳しい状況が続いている。

先般の中央最低審議会におきまして、今年度の経済状況をコロナ以前の平成28年から令和元年度の状況と大きく異なるとは言えないと、あたかも経済回復されたような言い方をされたと聞いておりますけれど、各所の調査結果を見ても、コロナ禍の影響はまだまだ続いておまして、現状における感染状況をみましてもコロナ以前に戻すのはさらに時間を要するのではないかというふうに考えています。

次に現在の最低賃金に関する負担感についてご説明させていただきます。

これも日本商工会議所の、本年2月に実施した同等の資料、アンケート調査ですけれども、現在の最低賃金を負担に感じている企業の割合は、全体の55%ということになっています。

特にコロナ禍では大きな影響を受けている宿泊・飲食業のサービス関連企業では、全体の8割以上が現在も最低賃金を負担に感じているという調査結果になっております。

長崎県を見ますと、県内の第3次産業、サービス産業は県内総生産の7割を占めているということになっています。

そういったことから、現在長崎県においては、サービス産業の振興に特に力を入れているという状況でございます。

長崎市においても、宿泊・飲食などのサービス関連の割合が特に多いということでございますので、交流人口の拡大対策に官民一体となって、私どもも一緒になって取り組んでいくということでございます。

こうした県内の産業構造を見ましても、今回の最低賃金の引上げは、長崎市はじめ県全体に大きな影響を及ぼすものと考えております。

さらに、日本商工会議所の最低賃金関連の調査を見ますと、「最低賃金が仮に30円引き上げられた場合、企業としてどのように対応されるか」という質問があります。

これについては、設備投資の抑制を検討する、あるいは、検討するというのが4割以上、一時金の支給を削減する、非正規社員の採用を抑制するという回答が2割以上ございます。

この調査結果を見ますと、コロナ禍での最低賃金引上げは、設備投資による生産性向上の阻害要因となり、人材採用の抑制につながるものではないかということが危惧をされるところでございます。

県内の中小企業は国県市からの持続化給付金や協力金、融資などで何とか経営を続けているところでございます。

無担保保証のコロナ特別融資を利用した企業におかれましては、一年の据え置きが終わり、返済が始まっている企業も少なくありません。

コロナ禍での雇用を守るために雇用調整助成金の特別措置を延長して

いただいております。

国においても感染症拡大の影響はまだまだ続いていると判断した上での救済策だと理解しているところでございます。

商工会議所としましては、何が何でも最低賃金を引き上げるということに反対しているというわけではございません。

経済情勢や企業経営の実態を見た上で、適切な判断をお願いしたいと考えております。

今後賃金コストの増加分を価格転嫁するという環境づくりに、103万円の壁などの対応も検討すべきでありますし、国からの新たな支援も必要になるかもしれません。

しかしながら、最低賃金の引上げが決まれば、企業はすぐに対応せざるを得ないということになりますし、一方で最低賃金引上げの環境づくりについては時間を要することになります。

従いまして、結果的にはコスト増のみが企業に大きくのしかかるということが実情でございます。

今年、最低賃金の引上げを実施することは、コロナ禍で苦しむ企業に対して追い打ちをかけることになり、経営者の心が折れてしまうのではないかと非常に心配しています。

コロナ禍の収束の見通しが立たない中、地域経済を支える中小企業の皆さんが必死になって事業継続を、何とか雇用を守ろうとする前向きな取組が進められているところでございます。

現在のコロナ禍では、将来に希望が持てるような対策が一番必要だと思っております。

コロナ禍の影響が続く都市においては是非、現行の水準を維持していただき、感染症が一定収束して、県内経済に好転の兆しをはっきり見た上で、今後の最低賃金をどうするかを検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

少々長くなってしまいましたけれども、審議会の委員の皆さんにおかれましては、県内企業や県内経済の実情について、ご理解いただきまして長崎が元気になるような対策について、ご高配を賜るようお願いして、私からの説明とさせていただきます。

最後まで、ご清聴いただきましてありがとうございます。

松本会長

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をいただきたいと思っております。

今、陳述していただきました内容につきまして、ご質問がある方はお願いいたします。

種村委員	<p>国の助成ということで、業務改善助成金というのがありますが、この活用状況についてお伺いしたいと思います。</p> <p>今回最低賃金の引上げに向けた環境整備ということで、8月から特例的に要件の緩和拡充が行われるわけですが、商工会議所において、この助成金の活用という観点で、利用を促す取組とか、それに対するサポートとか、この間を含めて行われているどうか、お聞きしたいと思います。</p>
松永参考人	<p>今のご質問に対してですが、非常に重要な施策だと思っていますので、長崎労働局から資料をいただいて、こういう制度がありますよという施策普及、周知にまずは努めております。</p> <p>ところが、今のコロナ禍において、とにかく資金繰り、足元の経営を維持するということに、どうしても頭が回ってしまって、色んな労働局の制度がありますが、そこまで手が届いてないというのが実情になっていまして、例えば働き方改革も、4月から始まった制度もあるのですが、これもまだまだ周知が足りないと思っていますので、これについては、しっかりコロナが収まった時にもう一度改めて、私どもから説明させていただいて、しっかりと取り組んでいただいて、働きやすい職場づくりの実現をさせていただければと思っています。</p>
松本会長	<p>では、他の委員の方をお願いします。</p>
岩根委員	<p>松永さん、大変ありがとうございます。</p> <p>総合的な質問なんですけど、政府からの企業への給付関係ということで昨年、雇用調整助成金、最終的には県とか市を通じての各種の給付金というような、私いつも使っている言葉で、いわゆる真水を投入するという非常に効果的な政策も、労働局さん中心に打っていただいたというところがあるんですけど、現実には各企業なかなかそれでは足りずに、同時期に銀行からの貸付の緩和、とにかく貸してほしいという企業には貸しなさいという中央からの指示で、各銀行が各企業に当座に必要な金であるとか、かなり貸付をされてるというふうにお聞きしております。</p> <p>ただ、銀行からの貸付は、各種の給付金と違って返済を伴うものと。昨年の6月から始まったと思うんですけど、ちょうど1年経って、各企業返済が始まって、さらに返済してプラスしてお金を借りるとか、当然返済するというものでさえ、キャッシュフロー的には大変な企業が多いと思うんですけど、銀行貸付の返済というものが、今後の各企業の活動、事業の継続に及ぼす影響等ございましたら、コメントいただければと思います。</p>

松永参考人

はい、融資につきましては、コロナ特別貸付の担保の保証で、かなり有利な制度を作っていただいて、国から民間の経営機関で心強いバックアップをしていただきました。

それから、3年の据え置きというのもつけていただいて、何とかこれでしのいでいただくと。

これが去年の4月、5月くらいの私どもの最優先課題でとにかく資金繰りを何とかしようと、かなりの企業は融資を申し込んでいただきました。

その際に、先ほど申し上げましたように、据え置きについて、コロナが1年くらいで収まるだろうと、それで1年くらいの据え置きで申し込まれた企業が、だいたい6割くらいあるんじゃないかと聞いていますが、その企業が4月5月に返済が始まっています。

それに対しての資金繰りでさらに苦しまれていまして、それが休業補償金等で何とかつながれていると。

相談に来られた時、融資を申請しませんかと、私どもがアドバイスする際には、これ以上返済が難しいと、借りると借りただけ自分で自分の首を絞めるといったことになるので、そこは何か、今の状態で頑張っていきたいというところがかなりいらっしゃいます。

それをどうするかというと、従業員さんの削減だとか、実際、飲食店舗を複数店舗経営している店をかなり閉められて、経営を細くしてやっているところが大勢いますので、おそらく従業員さんの解雇とかやはり、そういう事態になっているのではないかと非常に心配しています。

そういう意味で、雇用調整助成金を使っていただくことも我々はお願いをしていますし、継続してもらいたいと考えていますので、とにかくまだ、長崎県内も今日からの感染者の数字次第では、第4ステージに上がってしまうとまた、店を休めという話になると、いよいよ大変な状況だと思ひまして、ここで新たなコスト増となる最低賃金って話になると、それはちょっと追い打ちをかけるというか、まさに足を引っ張るような施策になってしまうので、今までしっかり国がサポートしたことがどうなるのか、非常に相反する制度なので、これだけはもう一度考えていただきたいということが私どもの切実な考え。

ここに来る前に、会員企業の皆さんにヒアリングしましたが、なんでそういう発想になるのかわからないとか、ありえないとか、コスト負担をされている企業におかれては、私もびっくりするような数字のコスト増を計算されています。

これでは、来年やっていけないよとかなりの方がおっしゃっていますのでもう一度、現行維持していただくというのが長崎の将来的な活性化につながるのではないかと思いますので、今日は時間をとっていただ

	いて、ご説明をさせていただきたいというところがございます。
松本会長	ありがとうございます。 ほかの委員の方から何か質問等ございませんでしょうか。
各委員	<質問なし>
松本会長	よろしいですか。 ほぼ時間になりましたので、ほかに意見も見当たりませんので、松永様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。 松永様、お忙しい中、本当にありがとうございました。
松永参考人	よろしく願いいたします。 <参考人退席>
松本会長	それでは、以上をもちまして、参考人意見聴取を終了いたします。 本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に当たっての参考にしていただきますよう、お願いいたします。 それから、長崎県労働組合総連合以外からも、要望書等を受理しておりますので、事務局から説明をお願いします。
平野室長	その他の団体からの要望書等をいただいておりますので、ご紹介いたします。 「関係労使の意見書」という資料の5ページ、資料番号1-2、「地域別最低賃金額に対する要望について」をご御覧ください。 この資料は、7月7日付けで、一般社団法人長崎県タクシー協会から提出された要望書です。 内容としましては、新型コロナウイルスにより、国外観光客や県内外からの旅行者も激減、観光立県でもある長崎県のタクシー業界が受けた影響は深刻かつ甚大で、大幅な輸送人員と営業収入の減少を招き、政府のGO TO トラベル事業の効果も一時的で、業界はかつて経験をしたことがない経営悪化により既に廃業する事業者も出ていること。 終結の目途が見えないコロナ禍の現況並びにタクシー業界の実情に鑑み、最低賃金の審議を行う際は、中小企業に対する実効ある支援措置の拡充とともに、地域における労働者の生活費や賃金のみならず、通常の事業の賃金の支払い能力等に深く意を用い、改定に当たっては慎重な審議を求めるというものでございます。

<p>(3) 中央最低賃金審議会の目安答申について 松本会長</p>	<p>そのほか、参考資料としまして、長崎県産業労働部長から提出された「本県の最低賃金について」という文書を配布しております。資料の7ページ、資料番号1-3をご覧ください。</p> <p>内容としましては、持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を図る必要があります、また、これからの人口減少社会に対応するためには、若者、女性、高齢者を含む全ての県民が、それぞれの能力を活かし、意欲を持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会を実現していくことが重要であり、特に、中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にある本県では、魅力ある雇用環境を整え、しっかりと人材を確保していくためにも最低賃金の引上げが重要、というものでございます。</p> <p>これら要望書等につきましても、審議の参考としていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、議題(3)の「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>それでは、目安答申について伝達いたします。</p> <p>最低賃金の引上げの目安額につきましては、先般、メールにて各委員へ情報提供をさせていただき、また、既に、新聞紙上等での報道もなされておりますことから、ご承知のことと存じますが、今年度の引上げの目安額につきましては、全ランク一律28円、引上げ率に換算しますと3.1%という結果で取りまとめられております。</p> <p>すべてのランクで、有額かつ同額の目安が示されたのは、時間額に統一された平成14年以降初めてとなります。</p> <p>これまでの経過についてですが、本年6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長に目安額の諮問がなされた後、目安小委員会で金額審議が行われております。</p> <p>第4回目安小委員会は7月14日、午後2時から開催されましたが、審議は14日未明まで続き、午前2時30分にいったん打ち切られています。</p> <p>協議は午前10時から再開されましたが、公益委員見解を目安小委員会及び中賃本審へ報告することについて、使側から反対との意見とともに採決を求められており、異例の採決を行った上で、取りまとめが行われ</p>

ています。

その後、7月16日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。

目安小委員会に引き続き、本審においても、公益委員見解及び目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することについて、採決した上で答申されています。

皆様のお手元にお配りしております資料の3ページ、資料番号2「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。答申の内容を読み上げます。

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解、別紙1及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告、別紙2を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、5項目となります。

続きまして、記の2で読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解、別紙1及び小委員会報告、別紙2につきまして説明いたします。

1枚めくっていただきますと、4ページに、別紙1としまして、「公益委員見解」が示されております。

まず、1としまして、「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」が、ランク別の一覧表にまとめられておりますが、先ほど説明しましたように、全ランク一律に28円と示されております。

	<p>次に2の（1）において公益委員は、①賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率、②消費者物価指数、名目GDP、③法人企業統計における企業利益、④雇用情勢等についての状況を述べた上で、「①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられる」との見解を示しています。</p> <p>（2）には、生活保護水準と最低賃金との比較結果について示されています。次に、6ページをご覧ください。</p> <p>別紙2「小委員会報告」です。</p> <p>この中で、2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。</p> <p>以上が、目安答申の概要でございます。</p> <p>なお、目安答申にあります「業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充」につきましては、すでに決定され、令和3年8月1日より施行されております。</p> <p>資料4の23ページに主な改正内容についての資料を、25から26ページにリーフレットを添付しております。</p>
松本会長	<p>ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申等についての伝達がありましたが、この伝達について我々は受け付ける、受け付けないということをここで決めることはできません。</p> <p>ご意見があらうかと思いますが、このご意見は聞く前に事実関係についての質問を受け付けたいと思います。</p> <p>何か事務局からの説明について、質問ございますでしょうか。</p>
岩根委員	<p>事務局への質問ですが、中賃の28円を決定する過程で、それぞれの見解、使用者側労働者側の見解表明、それから採択、非常にさらっと流されたように聞こえたんですけど、実際には中賃史上初めて全会一致になっていない。</p> <p>全会一致になっていないということは、相当な反対意見の表明があったはずなので、その内訳をこの場で教えていただけますか。</p>
平野室長	<p>手元には第5回目安小委員での採決の内訳が出ておりますけれども、使側委員の反対2、それから意向表明されなかった使側の委員で1名、という連絡がっております。</p>

岩根委員	<p>よろしいですか、追加で。</p> <p>中賃は各6名ですよね。公労使各6名ですよね。わかりませんが、公と労はおそらく全部賛成だったと思うんですけど、使の情報が伝わらないんですけど、2と1って残りの3はどこにどうやってたんでしょうか。</p> <p>答えられないなら答えられないで言うていただければ。</p>
平野室長	<p>手元資料では、反対の方についての挙手を求めているという状況で、全体について挙手を求めていないという状況のようです。</p>
松本会長	<p>ということは、それについて、反対した人2人で、1人は意見表明しなかった。</p> <p>意見の表明はしない、反対の方はという、そういう採決で、手を挙げた人は2人だったと。</p>
平野室長	<p>目安小委員会ですので、本審とは違って、委員の数は少ないです。</p>
岩根委員	<p>小委員会ね。</p>
平野室長	<p>ここでの使用者代表委員は3名いらっしゃったので、そういう内訳になっているということです。</p>
松本会長	<p>岩根委員がお尋ねしているのは本審のほう。</p>
岩根委員	<p>どちらか今僕は、はっきり言ってなかったもので、目安小委員会のほうですね。そしたら…</p>
松本会長	<p>目安小委員会の上に上がって本審でもう一度。</p>
岩根委員	<p>本審で、採決してくれっていう意思表示があったんですね。</p> <p>だから、僕どちらでもいいんですけど、本審の方が一番わかりやすいんじゃないかなと。</p>
平野室長	<p>手元に資料がございませんので、確認して後で、ご報告するというごことよろしいでしょうか。</p>
岩根委員	<p>はい。</p>

松本会長	<p>そのほか質問は、ございますでしょうか。</p> <p>今事実関係についてのご質問を受け付けました。</p> <p>むろん、この目安を参考にして我々の具体的な金額審議につきましては、専門部会の場に移すということになるのですが、その前に中賃から出された目安について、特段意見を述べたいという委員もいらっしゃいますので、双方から、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>むろん、あくまでもここで意見をおっしゃっていただきますが、それについてここで議論する予定はありません。</p> <p>もちろん、結論も出ませんので。</p>
岩根委員	<p>はい。</p>
松本会長	<p>それでは使用者側委員から、ご意見をどうぞ。</p>
岩根委員	<p>それでは、意見を述べさせていただきます。</p> <p>先ほど、中賃のいわゆる採決というか28円の結論が出るころのステップを確認させていただきました。</p> <p>当然、説明がいただけるものと思ったんですが、それもできないというところもあるんでしょうが、中賃で示された明確なエビデンスもない28円の大幅な引上げ、これについては審議のステップも含めて到底受け入れられないというふうに我々は考えております。</p> <p>その理由は、初めて全会一致にならず、特に使用者委員の退席・棄権それから理由によっては、欠席と過去に例のない態度表明があっており、各地域の最低賃金を決定する我々の立場としては、本年度の28円という数字は意味のない公益見解であると言わざるを得ないと考えておる。</p> <p>審議会では、28円の根拠となるデータを示すことが最低必要とも考えていますので、専門部会の中で、この点については、徹底的に議論していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。</p>
松本会長	<p>どうぞ。</p>
岩崎委員	<p>岩崎でございます。</p> <p>私は最低賃金審議会3年目になりまして、やっと地域別最低賃金の議論する意義でありますとか、目安について、さらには、議論の進め方について、一定程度理解をしてきたつもりでありましたけれども、今回その理解がすべて覆されるような事態になっているので、中小企業事業所を支援する機関の代表委員として目安について意見表明させていただきます。</p>

そのために、事前に事務局に相談いたしまして、岩崎委員提出資料としまして、7月14日の日付で、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の連名で発出された「地域別最低賃金額改定の目安に対するコメント」を資料として提出をさせていただきました。

お手元にあるかと思えます、ご覧いただければと思います。

私ども経済団体は、長引くコロナ禍の中で不況にあえぐ中小企業小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業、宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論というのは、到底理解できるものではないと思いません。

多くの経営者の心が折れ、廃業がさらに増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念し、これは先ほどの参考人聴取でも発言があったかと思えます。

また、中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータなど客観的な根拠に基づいて、公労使による真摯な議論によって、相互に納得感がある結論を導き出す場だと理解しておりましたけれども、今回一方的な採択により、使用者側の反対のもとで、決定され前代未聞の審議会および決定のあり方に疑問を抱かざるを得ません。

これまで目安については、使用者代表委員も主張する中で、私もそうなのかなと思っておりますのは、制度としては、一定尊重せざるを得ない、だから地域別最低賃金を審議するに当たっての参考として置いておく、先ほど会長から今後の審議に当たっての参考としてというお話がございましたけど、目安決定後の新聞記事には、「官邸2日前に指示」「企業の意向却下」という文字が躍っておりまして、また詳細な記事には審議会の存在意義、目安制度そのものも歪ませるような舞台裏の記事に、あまりにも大きな驚きを禁じ得ないという状況でございます。

中央が地方や中小・小規模事業者の窮状に目を背け、完全にスルーするのであれば、我々も中央が示した目安は無視して、完全にスルーさせていただきます。

先ほど会長からは、参考にという言葉がありましたけれど、私どもは決してこれを、今後の審議に当たっての参考にはできないと、強く主張しておきます。

今後の審議に当たっての進め方の議論については、この場では置いておきまして、専門部会の中で、詳しく本県の窮状を具体的な数字をお示ししながら、ご理解を深めていただき、現行水準を維持すべきだろうというような結論に導き出せるような意見を述べさせていただきたいと思えます。

松本会長

はい、使用者側委員のお二人からご意見をいただきました。

	<p>そのほかの委員の方はよろしいでしょうか。 そうしましたら、次に労働者側委員の皆さんに意見をいただきたいと思います。</p>
種村委員	<p>特別、目安に対しては、お答えいたしません。</p>
松本会長	<p>他の委員の方もよろしいですか。</p>
高藤委員	<p>高藤です。今回中賃の中で、議論が深夜まで及んだということで報告を受けましたけれども、私たちの最低賃金の取組については、先ほどからあるように、最低賃金近傍のところで、生計をなす方々の水準アップということで、取り組ませていただいていますので、今回28円、非常に使用者側の方は憤りを感じているみたいですが、今回もし、これを止めることになれば、また1年そういう生活者の方々が苦勞するということになりますので、私たちの受け止めとしては、中賃、労側の方は、よう頑張ったなという感覚でいるところです。 色々ご意見あるかと思いますが、今後専門部会において取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。</p>
松本会長	<p>中賃の目安につきまして、労使双方からご意見をいただきましたが、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において議論を深めていくこととなります。 どうぞよろしくをお願いします。</p>
(4) 専門部会委員の任命、及び今後の審議日程について 松本会長	<p>続きまして、議題(4)の「専門部会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>最低賃金専門部会委員の任命につきまして、説明させていただきます。 資料としましては、資料番号1に令和3年度の委員名簿を添付しておりますので、ご覧ください。 委員の推薦につきましては、7月5日から7月20日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各3名ずつ、合計9名の</p>

	<p>委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命をさせていただいたところでございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>なお、専門部会委員の皆様には、辞令を机上に配付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>ところで、審議会令第6条第7項に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。</p> <p>専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますが、専門部会で結審し、引き続き本審で答申となった後に、異議の申し出がなかった場合は、本審、異議審を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととなります。</p> <p>従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきまして、事前にご審議をお願いしたいと存じます。</p>
松本会長	<p>地域別最低賃金につきましては、ただ今、報告されました専門部会委員により審議を行うこととなりますので、委員の皆様にはご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>長崎県最低賃金専門部会の廃止についてですが、異議の申し出がなされなかった場合は、本審は開催されない、ということになりますので、専門部会については、その異議申出に対する対応が終了した時点で廃止することについてあらかじめ議決しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>何かご意見ございますか。これはやむを得ないかなと思います。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>はい、異議なしとみなしまして、それでは長崎県最低賃金専門部会は、異議申出に対する対応が終了した時点で廃止するものといたします。</p> <p>次の議題は、「今後の審議日程について」でございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>今後の審議日程につきまして、説明いたします。</p> <p>本日、この審議会に引き続きまして、第1回目の専門部会を開催いたします。</p> <p>その後の専門部会の開催日程につきましては、7月5日の第1回本審で配布しました日程を基本に決定したいと考えております。</p>

	<p>今のところ、8月5日9時30分から第2回、6日13時30分から第3回の専門部会を開催する予定としております。開催場所は、いずれも8階会議室を予定しております。</p> <p>また、専門部会で結審となりました場合は、速やかに、第3回の本審を開催しまして、答申をいただきたいと思っておりますので、8月5日開催の第2回専門部会での審議状況につきましては、本審の委員の皆様方に情報提供を行い、第3回本審の日程調整を行わせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から今後の日程等についての説明がありましたが、質問等はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、委員の皆様方には、大変お忙しいこととは存じますが、今後の日程調整等につきまして、特段のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
(5) 長崎県 特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて(諮問)	
松本会長	<p>続きまして、議題（5）の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、事務局から、改正の申出内容等の説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の3業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。</p> <p>本年度におきましては、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、3業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が労働局長あてになされたところです。</p> <p>申出書の内容につきましては、別冊の資料の11～21ページまでの資料番号2-1、2-2、2-3に添付しているとおりで。</p> <p>改正の申出につきましては、3業種いずれも定量的要件、労働協約ケー</p>

	<p>スにおいては、当該労働協約が基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されているか、公正競争ケースにおいては、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意によって行われているか、を満たしていることを確認して、受理いたしましたことを、報告申し上げます。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から、3業種とも定量的要件を満たしているとの説明がありました。ご質問がございますでしょうか。</p> <p>特段ございませんか。</p> <p>はい、質問もありませんので。</p>
岩根委員	<p>はい、質問ではなく意見は言っていますか。</p>
松本会長	<p>意見については、また次のところで。</p> <p>意見を聞いてみないと、簡単にどうぞ。</p>
岩根委員	<p>特定最低賃金の改正決定の必要性の有無ということで、例年ですと当然、色々審議をした上で、0以上一時期有額じゃないとだめじゃないかと話しがあって、それについては…</p>
松本会長	<p>ちょっと申し訳ない。</p> <p>これは、局長からの諮問の後でい겠습니까、その点は。</p>
岩根委員	<p>いいですか。</p>
松本会長	<p>現在まだ、要件を満たしているかどうかの議論になりますので。</p> <p>要件、こういう事実関係についての質問はなかったと解釈いたします。</p> <p>特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認したということで、続けさせていただきます。</p> <p>労働局長から、改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けることになります。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
平野室長	<p>それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。</p> <p>会長と局長は、中央のほうにお願いいたします。</p> <p><松本会長と瀧ヶ平局長が中央に移動></p>

<p>瀧ヶ平局長</p>	<p><瀧ヶ平局長が諮問文を読み上げ></p> <p>長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。 「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、合わせて諮問いたします。</p> <p>労働側から最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、改正決定に関する申し出がありましたので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。長崎労働局長瀧ヶ平仁。 よろしく申し上げます。</p>
<p>松本会長</p>	<p><労働局長より松本会長へ諮問文を手交></p> <p>承りました。</p>
<p>平野室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを皆様方のお手元にお配りしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>「改正の必要性有り」の答申をいただいた場合は、原則として改正決定を行うこととなりますので、ご留意くださるようお願いいたします。</p>
<p>松本会長</p>	<p><諮問文の写しを各委員に配布></p> <p>行き渡りましたでしょうか。ただ今、配布されました諮問文を確認されまして、何かご意見等はございませんか。</p>
<p>岩根委員</p>	<p>特定最低賃金の改正決定の必要についての諮問についてですが、例年の審議であれば、先ほど言いかけましたけれども、0円もありうるという過程で審議すると。</p> <p>一時期、有額でないのだめだというご意見が労働側から出ましたが、0円でもいいはずであるということで、過去ずっと審議をさせていただいていますが、特定最賃は地賃と非常に密接な関係がございます。</p> <p>地賃に対する優位性ということで3業種を決めています。</p> <p>1円でも高ければ優位性が認められるという理屈だと思います。</p> <p>ところが、本年度の審議に当たっては冒頭、中賃から示されている目安に対する強烈的な疑念を、使用者側としては持ち合わせております。</p> <p>地賃に対する疑念がある以上、それをベースとして行う特定最賃の審議、これを我々は行うことはできないというふうに考えていますので、</p>

	<p>局長からの諮問であります。地賃の審議がこれから5日6日と進みますので、その過程で十分な審議、正しい審議を行われたということであれば、審議必要というふうな考えを変えようという可能性はありますが、現状の大きな流れでは、特定最賃の審議を行うことはできないと、使用者側としては考えていますので、その点ご承知おきいただければと思っています。以上です。</p>
松本会長	<p>審議を行うことができないとは、審議自体ができないということでしょうか。改正の必要性はないということでしょうか。</p>
岩根委員	<p>改正の必要はないということです。</p>
松本会長	<p>改正の必要はなしという意見表明がなされたと解釈いたします。 第1回本審でも、事務局の説明では、特定最低賃金の改正の必要性の有無については9月3日の第5回本審で参考人意見聴取を行った上で、答申の予定だとスケジュールが決められております。 第1回本審では「特定最低賃金改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分に把握したうえで審議を行い本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。」という申し合わせにもなっております。 従いまして、岩根委員のご意見、拝聴いたしますが、答申までの間に、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の有無につきまして十分な審議を行う必要性もあるかと考えます。 その場合日程の問題が出てきますので、日程調整できるようでしたら、どのようになりますか。 事務局からこの点についての説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>第1回本審において説明しましたとおり、特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、9月3日に開催予定の第5回本審におきまして、参考人意見聴取を行い、「答申」をいただく予定としております。 特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、全会一致の議決が原則となりますので、関係労使の合意形成のために時間を確保する必要があるということであれば、予定を変更して対応させていただきます。 答申までの間に今後予定している本審は、地域別最低賃金の答申をいただく第3回本審、異議審を行う第4回本審及び9月3日開催予定の第5回本審ですが、第3回本審は十分に審議時間を確保できない可能性がありますので、第4回異議審議の際に、特定最賃の改正の必要性についてもご審議いただき、さらに第5回本審においても審議を継続していただいて、特定最低賃金の改正の必要性の有無について答申していただく</p>

<p>松本会長</p>	<p>という日程変更であれば、対応することが可能かと思われます。</p> <p>ただいま事務局より、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の審議日程について説明がありました。</p> <p>第4回本審と第5回本審で必要性の審議を行うという日程ですが、これでいかがでしょうか。</p> <p>日程的にはこのように持っていきたいと思います。</p> <p>岩根委員の意見につきましては、そのほかの委員の耳にも届いたと思いますし、かといって、ここで結論を出すことはできませんので、この改正決定の必要性の有無につきましては、3業種に係る改正決定の必要性の有無につきましては、第4回本審及び第5回本審において、十分な審議を尽くして、答申を行うことにしたいと思います。</p> <p>全会一致になるように努めたいと思います。</p> <p>このような方向でよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>(6) その他 松本会長</p>	<p>続きまして、議題(6)の「その他」について、事務局からお願いします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>それでは、資料の説明をいたします。</p> <p>資料の27ページ、資料番号5をご覧ください。</p> <p>こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料です。</p> <p>表のDランクを見ていただきますと、表の一番右、令和2年度の未満率は1.8%、影響率は6.9%となっております。</p> <p>次のページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフとなっております。</p> <p>28ページのグラフは、「最低賃金に関する基礎調査」に基づき事業所規模30人未満を対象にしたもので、29ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模5人以上の民営事業所を対象にしたものとなっておりますので、対象となる事業所規模が異なっていることにご注意願います。</p> <p>資料番号6からの資料につきましては、資料の表紙の裏面にあります「資料目次」をご覧くださいと思います。</p> <p>資料番号6は、「賃金分布に関する資料」、資料番号7は、「最新の経済指標の動向」、資料番号8は、第1回、第2回の「目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」、資料番号9は、内閣府の「月例経済</p>

	<p>報告、令和3年7月」、資料番号10は、経済産業省の「地域経済産業の動向、2021年4月」、資料番号11は、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況、2021年7月」、資料番号12は、長崎労働局職業安定部の「長崎県の雇用失業情勢について、令和3年6月分」資料番号13は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き、令和3年4月分」、資料番号14は、「世帯人員数別標準生計費、2020年4月」また追加資料として、「最低賃金を引き上げやすい環境整備について、田村臨時議員・梶山議員提出資料」を配布しています。</p> <p>これは中央最低賃金審議会の目安答申の記4で政府に要望された支援策について検討されている内容であり、業務改善助成金の拡充・要件緩和のほか、雇用調整助成金の特例的な要件緩和、中小企業庁所管の補助金の見直し・下請取引の適正化などが示され、速やかに実行に移すこととされています。</p> <p>資料につきましては、以上でございます。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から資料についての説明がありました。</p> <p>今後の審議の参考としてご活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>この資料につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>ございませんか。</p>
各委員	<p><質問なし></p>
松本会長	<p>それでは、本日予定しておりました議題は終了…</p>
岩根委員	<p>最後にこれは、労働局、事務局に確認になるんですけど、今年度の審議に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、それから「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した調査審議」というような言葉が諮問文の中に出てきますが、この文書の前にはですね、我々に対する使命というか責任・義務は、「最低賃金法及び関連法及び関係資料に基づき最低賃金決定の審議を行うこと」という文書が省略されていると私は思っています。要はそれがないと、そういう関連法規を無視して、この成長戦略、厚労省所掌のところを無視して、要は最賃を無視していけということになるので、それは書いてないだけ、よく解っていることなので、と理解をしていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。</p> <p>はっきり言えば、最賃法を守るということが、この配意するというのに勝るといふことでよろしいですね、という確認をさせてください。</p>
松本会長	<p>事務局にお答えをとということですか。イエスカノーかと。</p>

瀧ヶ平局長	<p>最低賃金法に基づいてこの最低賃金審議会はありますから、おっしゃるとおり、行政機関としては、法律に従って動いているということになるかと思います。</p> <p>一方で、政府の機関でございますので、要は中賃の目安小委員会が地方最低賃金審議会に対して骨太の方針等に配慮して議論していただきたいをお願いしておりますので、都道府県労働局においても、政府としての取組に配慮した調査審議をお願いしているということでございます。</p> <p>おっしゃるとおり、最低賃金法という法律があるから最低賃金があるということには間違いはないと思っております。</p>
松本会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
岩根委員	<p>プラスですね、もう一つ、コメント言っておきます。</p> <p>中賃の方が出すのはあくまで目安、実際の都道府県の額を決定するのは、各都道府県の審議会。</p> <p>責任はすべて各都道府県の審議会にあるということは、法律を守らなくてどうするのかということだろうと僕は思っています。以上。</p>
松本会長	<p>もちろん、長崎県の最低賃金を決めるのは我々でありますので、我々に責任があります。</p> <p>法律に則って、それを行うわけです。</p> <p>はい、労側から何かご意見がございましたら。</p>
労側委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>特段ございませんか。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>引き続き、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議室にお残りください。</p> <p>お疲れ様でした。</p>